

広島県教育委員会訓令第第八号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する

訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 (人事評価の実施等) (略) 二一 (略) 二・三 (略)</p>	<p>第三條 (人事評価の実施等) (略) 二一 臨時的任用の職員 (略) 二 (略) 三 (略) 二・三 (略)</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。